

## 猟銃等の所持許可更新申請をされる方

猟銃等の所持許可更新申請をされる方は、以下の書類を準備し、住所地を管轄する警察署へ申請（平日午前9時から午後4時まで）してください。

### ◎更新申請前の注意点

- 申請期間は、許可の有効期間満了日（誕生日）の2か月前から1か月前です。  
申請期間を経過すると原則、更新の申請は受理できません。
- 更新申請は、現在所持している有効な許可証の交付年月日（許可証2ページ目に記載）と更新を受けようとする猟銃等により、以下の2種類に区分されます。
  - ・ 新たな許可証の交付に伴う更新申請  
交付年月日から数えて3回目の誕生日を経過した後、最初に更新となる猟銃等にかかる更新申請は、更新時には現に有する許可証と引換えに新たな許可証の交付を受けることとなります。
  - ・ 現在所持している有効な許可証に併記する更新申請  
交付年月日から数えて3回目の誕生日を経過する以前に更新となる猟銃等にかかる更新申請は、更新時には現に有する許可証に併記を受けることとなります。

### 1 新たな許可証の交付を伴う更新の申請に必要な書類等

- 猟銃等所持許可更新申請書
- 更新にかかる猟銃・空気銃所持許可証
- 更新にかかる猟銃等
- 写真2枚  
※申請前6か月以内に撮影した、縦3cm×横2.4cm、無帽、無背景、正面、上三分身（おおむね胸から上）のもの
- 講習修了証明書（有効期間3年、猟銃等講習会のもの）
- 技能講習修了証明書（猟銃のみ）  
※更新する猟銃の銃種にかかるものに限りです。  
※技能講習免除者は免除関係証明書等を提示してください。
- 経歴書
- 同居親族書
- 本籍地の市区町村長発行の破産者でないものの身分証明書  
※外国籍の方は在留カード又は永住者身分証の写し  
※申請日において発行から3か月以内のもの
- 精神科医等の診断書（申請日において受診日から3か月以内のもの）  
※かかりつけ医の場合、同一の医師から過去に心身の診断を受けていることが必要であり、過去の受診記録が証明できる書類等（初診日が記載された診察券、過去の領収書等）を提示してください。
- 保管設備図面等（保管委託の場合は契約書）
- 使用実績報告書

※ライフル射手手帳、クレー射撃協会、銃砲安全協会、猟友会が発行した使用実績証明書、スコアカード等で代用できます。

※スコアカードは、更新にかかる猟銃の使用実績が分かるように記載をしておいてください。

● **該当する方のみ提出又は提示が必要な書類**

- ライフル射撃競技者適格者証明書又は競技団体の会員証

※標的射撃用途のライフル銃のみ必要

- 第一種又は第二種銃猟狩猟免許・狩猟者登録証（狩猟用途の場合）

※狩猟者登録証について、狩猟期間外の場合は、可能な限り前狩猟期間の狩猟者登録証のコピーを提示してください。

- 鳥獣捕獲許可証又は従事者証（有害鳥獣駆除用途の場合）

- やむを得ない事情により更新の申請期間内に申請ができなかった場合は、その事情を証明する書類

- 認知機能検査受検申込書（申請日に74歳以上の方）

※誕生日の5か月前から1か月前に道路交通法上の認知機能検査を受検された場合は、その結果通知書の提示により免除となる場合があります。事前に警察署生活安全（第一）課にお問い合わせください。

2 **現在所持している有効な許可証に併記する更新の申請に必要な書類**

- 猟銃等所持許可更新申請書

- 更新にかかる猟銃・空気銃所持許可証

- 更新にかかる猟銃等

- 講習修了証明書（有効期間3年、猟銃等講習会のもの）

- 技能講習修了証明書（猟銃のみ）

※更新する猟銃の銃種にかかるものに限ります。

※技能講習免除者は免除関係証明書等を提示してください。

- 精神科医等の診断書（申請日において受診日から3か月以内のもの）

※かかりつけ医の場合、同一の医師から過去に心身の診断を受けていることが必要であり、過去の受診記録が証明できる書類等（初診日が記載された診察券、過去の領収書等）を提示してください。

- 更新にかかる猟銃の使用実績報告書

※ライフル射手手帳、クレー射撃協会、銃砲安全協会、猟友会が発行した使用実績証明書、スコアカード等で代用できます。

※スコアカードは、更新にかかる猟銃の使用実績が分かるように記載をしておいてください。

- 保管設備図面等（保管委託の場合は契約書）

● **条件により省略可能な書類**

- 経歴書

- 同居親族書

- 本籍地の市区町村長発行の破産者ではないものの身分証明書

※外国籍の方は在留カード又は永住者身分証の写し

※申請日において発行から3か月以内のもの

※新たな許可証の交付を伴わない猟銃等の所持許可更新申請する場合（他都道府県から神奈川県内に転入して初めて更新する場合は除く。）は、身分証明書、同居親族書、経歴書について、これらの書類を直前の申請の際に提出した時と記載事項（内容）に変更がないときに限り、申請書の「省略した書類」欄に前回提出した年月日等を記載することで、省略することができます。

● **該当する方のみ提出又は提示が必要な書類**

- ライフル射撃競技者適格者証明書又は競技団体の会員証

※標的射撃用途のライフル銃のみ必要

- 第一種又は第二種銃猟狩猟免許状・狩猟者登録証（狩猟用途の場合）

※狩猟者登録証について、狩猟期間外の場合は、可能な限り前狩猟期間の狩猟者登録証のコピーを提示してください。

- 鳥獣捕獲許可証又は従事者証（有害鳥獣駆除用途の場合）

- やむを得ない事情により更新の申請期間内に申請ができなかった場合は、その事情を証明する書類

- 認知機能検査受検申込書（申請日に74歳以上の方）

※誕生日の5か月前から1か月前に道路交通法上の認知機能検査を受検された場合は、その結果通知書の提示により免除となる場合があります。事前に警察署生活安全（第一）課にお問い合わせください。

☆ **申請書類の記載時の注意点**

申請書類の記載について、以下の項目の記載漏れ等がないか確認してください。

- 本籍・住所・氏名の記載は住民票の写しと同じ表記で記載してください。
- 生年月日は和暦で記載してください（外国籍の方は西暦で記載してください）。
- 申請書の同居人及び欠格事由を確認した上、レ点チェックをしてください。
- 許可証の交付を伴わない更新で省略した書類がある場合、申請書の省略した書類の欄にチェックと過去に提出した日付を記載してください。
- 経歴書（表）の職歴欄は、直前10年間の職歴を記載してください。  
※直前10年間に就学期間がある場合は学校名を記載してください。
- 経歴書（表）の住所歴は、直前10年間の住所歴を記載してください。
- 経歴書（裏）の猟銃等所持歴は、全ての猟銃等の所持歴を記載してください。
- 経歴書（裏）の犯歴は、過去（直前10年間ではありません。）に罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為（起訴、不起訴問わず、道路交通法違反も含む。）があれば、必ず記載してください。無ければ「無し」と記載してください。
- 同居親族書は、親族以外の同居人についても記載してください。
- 診断書は、精神科の病院の通院歴がある場合、その病院において診断を受けた医師に診断書を作成してもらってください。

また、かかりつけ医による診断の場合、過去の診断日は診断書を作成した日より前に診断を受けたうち直近の受診日を医師に記載してもらってください。

□ 申請後、法律に規定されている欠格事由に該当しないかの調査を行います。

親族、職場の上司・同僚、近隣住民、友人等から欠格事由に該当しないかを確認させていただきます。

□ 技能講習免除の適用を受ける場合は、以下の書類が必要です。

○所持しようとする銃種にかかる国民体育大会の射撃競技に参加する選手又は候補者の方は、日本スポーツ協会からの推薦書

○猟銃等射撃指導員の方は、更新する銃種にかかる猟銃等射撃指導員指定書

○特定鳥獣被害実施隊員又は特定従事者の方は、指名書（任命書）又は従事者証、対象鳥獣捕獲等参加証明書、誓約書

※この他にも必要に応じて提出を求める書類や周辺調査等を行う場合があります。

※申請書類に虚偽の記載をした場合は、銃刀法違反等に当たります。所持の不許可や取消し処分にもなりますので、誤りのないように正確な記載をしてください。

※ご不明な点があれば、管轄する警察署生活安全（第一）課にご連絡ください。